

ARIBの動き

第59回電波利用懇話会のご案内
「VHF/UHF帯における電波の有効利用」

我が国における無線局数は、2006年1月末時点で1億局を超えており、携帯電話、無線LAN、電子タグ等様々な形態の電波システムにおける普及や利用の拡大が進んでいます。これらの電波の需要増に対応するため、周波数割当て及び電波利用料制度の抜本的な見直し、電波開放のための新たな制度の整備、研究開発の推進等、有限希少な資源である電波を最大限有効利用するための施策を展開しています。

このうち、周波数割当ての見直しについては、2011年の地上テレビジョン放送のデジタル化を始めとして、今後、移動、放送等の業務をまたがる大規模な周波数再編が想定されています。我が国の情報通信分野における国際競争力強化を一層推進するためにも、周波数のより一層の有効利用による効率的な電波の再配分を実施することが必要です。

今般、地上テレビジョン放送のデジタル化により空き周波数となるVHF/UHF帯における電波の有効利用のための技術的条件について、情報通信審議会において2006年3月より審議が行われ、一部答申が取りまとめられました。

当会では、今後の電波利用の発展に大きく係わる本件について、総務省から講師をお招きして説明していただくこととし、下記により第59回電波利用懇話会を開催することといたしました。

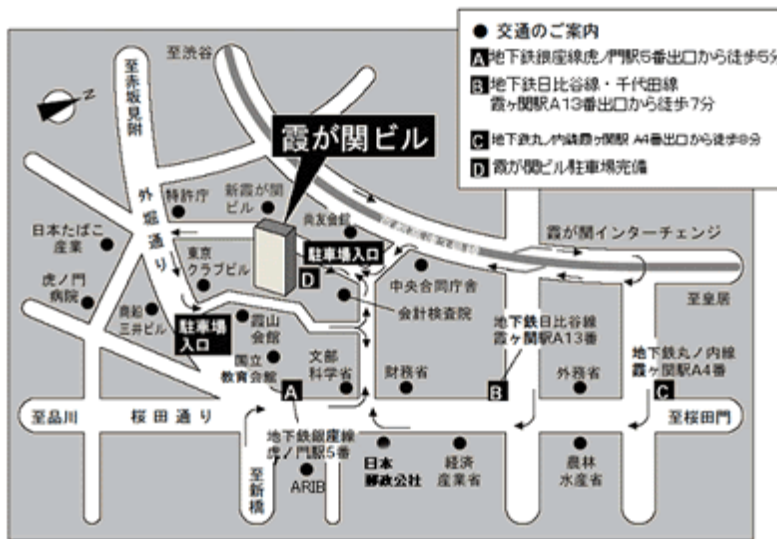
会員の皆様には、ぜひご参加下さいますようお願い申し上げます。

記

- 1 日時 : 平成19年9月10日(月) 午後2時から3時30分まで
- 2 場所 : 東海大学校友会館 望星の間 (霞が関ビル33階)
東京都千代田区霞が関3-2-5 TEL:03-3581-0121
- 3 題名 : VHF/UHF帯における電波の有効利用
- 4 講師 : 総務省 総合通信基盤局 電波部 電波政策課
周波数調整官 小泉 純子 様
- 5 対象 : ARIB正会員及び賛助会員
- 6 参加者 : 120名程度 (定員になり次第締め切らせていただきます)
- 7 申込先 : 当会ホームページのセミナー講演会等の申込受付まで

8 参加費：無料

9 会場案内



問合せ先
企画国際部 小南
TEL:03-5510-8592
FAX:03-3592-1103

霞が関ビル33階 東海大学校友会館 望星の間

電気通信・放送 行政の動き

「VHF/UHF帯における電波の有効利用のための技術的条件」
に関する情報通信審議会からの一部答申及び意見募集の結果
(6月27日付け総務省報道発表から)

総務省は、情報通信審議会（会長：庄山 悦彦 株式会社日立製作所 取締役会長）から、平成18年3月27日付け諮問第2022号「電波の有効利用のための技術的条件」のうち「VHF/UHF帯における電波の有効利用のための技術的条件」に関する一部答申を受けました。

なお、本一部答申は、平成19年5月18日から同年6月11日まで電波有効利用方策委員会が実施した意見の募集の結果を踏まえて行われたものです。

1 概要

我が国における無線局数は、平成18年1月末時点で1億局を超えており、携帯電話、無線LAN、電子タグ等様々な形態の電波システムにおける普及や利用の拡大が進んでいます。

これらの電波の需要増に対応するため、総務省は、「電波政策ビジョン」（平成15年7月情報通信審議会答申）に基づき、周波数割当て及び電波利用料制度の抜本的な見直し、電波開放のための新たな制度の整備、研究開発の推進等、有限希少な資源である電波を最大限有効利用するための施策を展開しています。

このうち、周波数割当ての見直しについては、平成23年の地上テレビジョン放送のデジタル化をはじめとして、今後、移動、放送等の業務をまたが

る大規模な周波数再編が想定されています。我が国の情報通信分野における国際競争力強化を一層推進するためにも、周波数のより一層の有効利用による効率的な電波の再配分を実施することが必要です。

このため、情報通信審議会情報通信技術分科会の下に電波有効利用方策委員会を設置し、今後導入が想定される電波システムの技術的特性等を総合的に調査を進め、電波の有効利用方策につながる技術的条件について検討を行ってきました。

今般、地上テレビジョン放送のデジタル化により空き周波数となるVHF/UHF帯における電波の有効利用のための技術的条件について、平成18年3月より検討を行い、一部答申が取りまとめられました。

2 今後の予定

総務省は、本答申を踏まえ、具体的な技術的条件の検討や制度整備を速やかに行うこととしています。

情報通信審議会情報通信技術分科会 電波有効利用方策委員会報告書（目次）

I 審議事項

II 委員会及び作業班の構成

III 審議経過

IV 審議概要

第1章 審議の背景

第2章 VHF/UHF帯の周波数使用の動向

第3章 VHF/UHF帯の電波の有効利用方策の検討に際して考慮すべき事項

第4章 VHF/UHF帯の電波の有効利用方策の検討

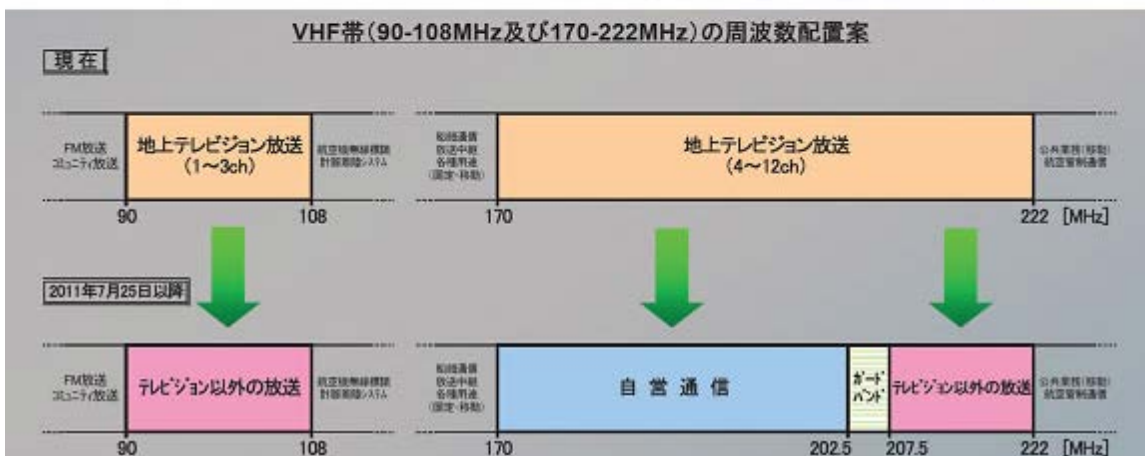
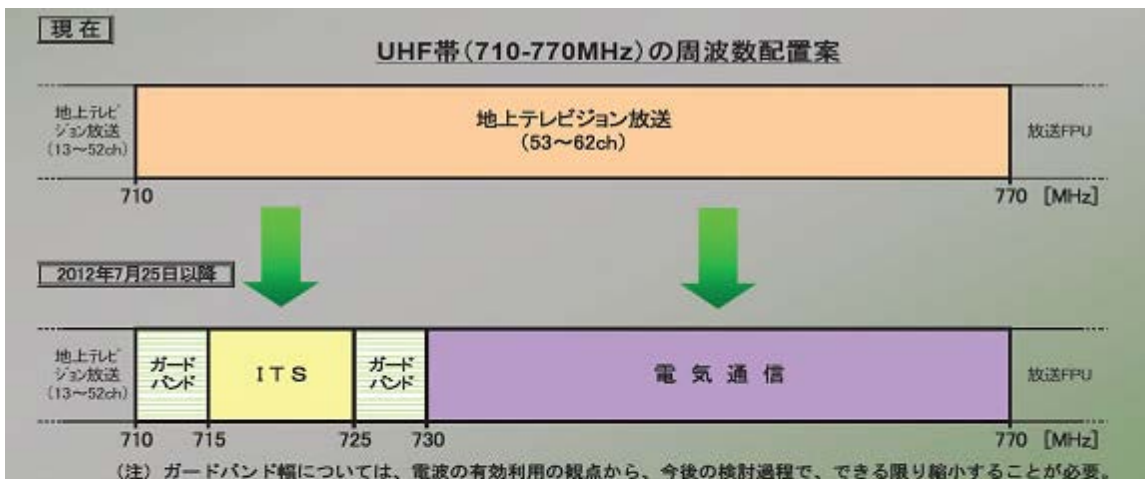
第5章 VHF/UHF帯の電波の有効利用のための技術的条件

5. 2 UHF帯の電波の有効利用のための技術的条件

- 可能な限り大きな帯域を携帯電話等の「電気通信」で使用
- 700MHz帯の電波によることが必要な車車間通信システム等の実現のため、「ITS」に一定の周波数帯域を確保
 - ・ 「ITS」に必要な周波数幅は、10MHz幅
 - ・ 残りの周波数幅のうち、有害な混信の排除のために必要となるガードバンドを除いた帯域が「電気通信」用
- 周波数配置及びガードバンド（GB）
 - ・ テレビジョン放送との所要GBが小さくなる可能性が高い「ITS」をこの帯域の下の方に配置、GBは概ね5MHz幅
 - ・ 放送FPUと「電気通信」のGBは、放送FPUの周波数の利用実態から、運用上不要とできる可能性
 - ・ 「ITS」と「電気通信」とのGBは、概ね5MHz幅

5. 3 VHF帯の電波の有効利用のための技術的条件

- 「放送」及び「自営通信」により概ね2分の1の周波数幅を使用
- 今後、周波数利用効率の向上等のための技術開発、共同利用型システムとしての構築や無線局設置の最適化等のシステム構築上の工夫、システムの運用上の工夫等により、それぞれの帯域を有効活用
- 周波数配置及びガードバンド(GB)
 - ・ 90-108MHzは、国際分配及び多くの国において音声放送用に使
用されていることをも考慮し、「放送」用
 - ・ 170-222MHzは、「自営通信」用と「放送」用、一般の視聴者を
対象とする放送システムの端末の方をより小型化できるよう、
「放送」を上の方、「自営通信」を下の方に配置
 - ・ 170-222MHzにおける「自営通信」と「放送」の境界領域につい
ては、GBとして5MHz幅を想定し、相互の領域における相手から
の被干渉電力は環境雑音レベル程度
 - ・ 上記条件下において、それぞれ境界から最大2.5MHz幅まで使用可
能



詳細については<http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070627_4.html>参照してください。

今年の梅雨明けが遅れていますが、関東地域の梅雨明けの平年値は7月20日ごろだそうです。梅雨の期間の多湿の不愉快さ、真夏時の気温の上昇で、過ごしにくい季節ですが、お腹の具合を気にしながらも飲むビールの味は格別です。

(H.K)

[ページの先頭に戻る ▲](#)